

SDGs 未来都市選定に関連した「京都市版SDGs ロゴマーク」及び 広報物等制作業務仕様書

1 履行期間

契約締結の日から令和4年2月28日（月）まで

※ ただし、各業務によって履行期限が異なるため、「3 業務内容」を参照すること。

2 委託料上限額

金1,700,000円（税込）

3 業務内容

SDGs 未来都市選定に関連した「京都市版SDGs ロゴマーク」及び広報物等制作に係る以下の業務を行うこと。

(1) 京都市版SDGs ロゴマークの選定・作成

ア 目的

本業務は、京都市のSDGs 発信ツールとして、市の発行物やホームページ等で広く活用する、内外PR用の「京都市版SDGs ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）を作成するものである。

なお、作成にあたってはデザインを公募することで、SDGs やSDGs 未来都市・京都の周知を行い、SDGs 推進の担い手の裾野を広げるものとする。

<公募の概要案>※変更の可能性あり

(ア) ロゴマークの規格

- a 「SDGs 未来都市・京都」をイメージしたロゴマークとすること。
- b SDGs の17色を使用している、又はSDGs をイメージできるデザインであること。
- c モノクロにした場合、1cm×1cm程度に縮小した場合も、視認できるデザインとする。
- d 応募作品の制作方法は、手書き、デジタルを問わない（使用するソフトも自由）。

(イ) 応募資格

市内在住、在勤、在学の方。

(ウ) 応募方法

応募書類は、「応募用紙」（京都市情報館HPに掲載）及び「応募作品」の2点について、郵送又は電子メールのいずれかで応募を受け付ける。

応募1点につき、1作品とし、1人何点でも応募可能とする。

(エ) 募集期間

令和3年12月上旬～令和4年1月上旬

(オ) 賞金等

最優秀賞（採用作品） 1点 5万円程度（採用作品買取代を含む。）

優秀賞 3点程度 3千円分の図書カード等

(カ) 選定方法

応募された作品の中から，デザインの専門家など外部の委員4名程度と京都市の委員1名の計5名程度により構成された審査会を1～2回実施し，最優秀作品1点と優秀作品3点程度を選定する。

なお，外部委員に対しては審査謝礼として，1万円（税引後）を支払う（支払いに当たっては源泉徴収を行う）。

(キ) 留意事項

採用する作品については，ロゴマークとして使用する上で必要な修正や文字の追加を行うことがある。

イ 業務内容

(ア) ツイッターやフェイスブックなどのSNSを利用したインターネット広告や，チラシの作成・配布，関係団体への周知等により，様々な世代に対して，広くロゴマークの公募を周知するための事務。

(イ) 応募の受付や応募された作品を審査会に諮る資料作成，外部委員への謝礼の支払い（税務署への調書の提出等を含む），選定作品の応募者に対する賞金の支払いなど，公募の実施にあたり必要となる事務全般（なお，外部委員への謝礼，選定作品の応募者に対する賞金の支払いに要する費用については委託料に含むこと）。

(ウ) 採用された作品をロゴマークとして使用する上で必要となるデザインの修正。

(エ) 作成したロゴマークに，次の文字を追加することによるバリエーションの作成（2種類）。

a SDGs 未来都市・京都

b SDGs 登録・認証等制度

※SDGs登録・認証等制度…SDGsに取り組む企業の裾野の拡大を目指すため，市がSDGsに取り組む企業や団体等を審査し，認証するもの。

(オ) ロゴマークのデザイン基本型，文字の有無等のバリエーション，指定色，使用上の注意事項などを構成した運用マニュアルの作成（A4サイズ）。

(カ) 採用作品の著作権，使用権等一切の権利を無償で本市に譲渡するための手続き事務。

ウ 履行期限（予定）

令和4年1月24日（月）

(2) 「SDGs 未来都市・京都」をPRする各広報物のデザイン・版下作成

ア 目的

本業務は、「SDGs 未来都市計画」の策定に合わせて、本市がSDGs 未来都市に選定されたことや本市の取組内容等について、市民や企業等へ周知し、広報を行うため、広報物を作成するものである。

イ 業務内容

次の広報物のデザイン及び版下の作成を行う。

- ① ポスター（公共施設掲出用）
- ② ポスター（市バス広告用）
- ③ ポスター（地下鉄広告用）
- ④ リーフレット（SDGs 未来都市紹介用）
- ⑤ パネル（SDGs 未来都市紹介用）
- ⑥ パネル（市の取組紹介用）

※ なお、各広報物の印刷に係る業務は、本市において別途契約するものとし、本契約に含まない。

ウ 広報物の仕様

(ア) 次の内容を掲載すること。

- ・ 本市がSDGs 先進都市であり、今後、SDGs 未来都市としてSDGs を推進していくことの周知（広報物①～③）
 - ・ 本市が策定した「SDGs 未来都市計画」の概要（広報物④～⑤）
 - ・ SDGs の概要（本市既存デザインを基に作成）（広報物⑥）
- ※ 具体的な記載内容については本市と調整のうえ、決定する。

【参考】京都市情報館（京都市SDGs 未来都市計画）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000291027.html>

(イ) サイズ等の規格は次の通りとすること。

- ① ポスター（公共施設掲出用）
 - ・ H594mm×W420mm（縦A2サイズ）
 - ・ 片面
 - ・ フルカラー
 - ・ 完成データ1種類
- ② ポスター（市バス広告用）
 - ・ H364mm×W515mm（横B3サイズ）
 - ・ 片面
 - ・ フルカラー
 - ・ 完成データ1種類
- ③ ポスター（地下鉄広告用）
 - ・ H280mm×W515mm（※上下20mmには文字を入れない。）
 - ・ 片面
 - ・ フルカラー
 - ・ 完成データ1種類

- ④ リーフレット
 - ・ H297mm×W627mm（仕上A4サイズの巻三つ折）
 - ・ 両面
 - ・ フルカラー
 - ・ 完成データ1種類
- ⑤ パネル（SDGs未来都市紹介用）
 - ・ H728mm×W515mm（縦B2サイズ）
 - ・ 片面
 - ・ フルカラー
 - ・ 完成データ6種類
- ⑥ パネル（市の取組紹介用）
 - ・ H728mm×W515mm（縦B2サイズ）
 - ・ 片面
 - ・ フルカラー
 - ・ 完成データ3種類

(ウ) ①～③の各ポスターについては基本的に同一の内容・デザインをベースとし、(イ)で定める各サイズに合わせ、レイアウト等を調整すること。

(エ) ④のリーフレットについても、①～③の各ポスターと統一性を持たせたデザインとすること。

(オ) ⑤のパネルについては、④のリーフレットの内容を6分割したものを、1枚ずつ(イ)で定めるサイズに合わせ、レイアウト等を調整しデザイン・版下作成を行うものとする。

(カ) ⑥のパネルについては、本市が提供する既存のデザイン（別紙3を参照）をもとに、1枚ずつ(イ)で定めるサイズに合わせ、掲載事例の入替やレイアウトの調整等を行い、デザイン・版下作成を行うものとする。

(キ) ①～⑥の各広報物について、本契約で作成するロゴマークを使用すること。

エ 履行期限（予定）

令和4年2月7日（月）

4 成果物

各業務履行完了後、成果物として以下のものを納品すること。

(1) 京都市版SDGsロゴマークの選定・作成

ア 京都市版SDGsロゴマークのデータ（Aiデータ及びPDFデータをCDR又はその他媒体で納品すること）

イ 京都市版SDGsロゴマークの公募により受け付けた「応募用紙」及び「応募作品」（紙・データ）

(2) 「SDGs未来都市・京都」をPRする各広報物のデザイン・版下作成

ア 「SDGs未来都市・京都」をPRする各広報物の版下データ（Aiデータ及びPDFデータをCDR又はその他媒体で納品すること）

5 打合せの回数

- (1) 京都市版SDGsロゴマークの選定・策定に係る業務について
 - 公募開始前 1回以上
 - 審査開始前 1回以上
 - ロゴ校正時 2回以上
- (2) リーフレット等の各広報物のデザイン・版下作成に係る業務について
 - 原案作成時 2回以上
 - 文字校正時 2回以上
 - 色校正時 1回以上

6 著作権等について

- (1) 本業務の実施により、得られた成果物の著作権、著作権等の一切の権利は、全て京都市に帰属する。
- (2) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

7 その他留意事項

- (1) 仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都市総合企画局総合政策室SDGs・市民協働推進担当と協議し、その決定に従うものとする。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た個人情報については、京都市個人情報保護条例等に基づき、適正に管理し取り扱うこと。また、本業務が完了した後においても、同様とする。
- (3) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (4) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。
- (5) 受託者は、本仕様書に記載されている事項の他、本市の条例や規則等を遵守すること。